

STEP1.(1)売却可能資産の選定基準の策定

売却可能資産とは

1 以下のいずれかに該当し、地方公共団体が特定した資産を言う。

(1)現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産

(2)売却することが既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

2 売却可能資産については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」第62条第1項第2号における、資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策策定にあたっての検討対象資産となる。

※売却可能資産は資産・債務改革推進における重要な資産であるため、選定基準とともに、採用した評価方法についても財務書類に付記しなければならず、住民にとっても関心が高い事項であるので、十分説明ができるようにしておく必要がある。

選定基準の例

分布状況を把握のうえ、以下のとおり売却可能資産の選定基準を作成しました。

(ア) 立地条件

市街化区域内にある土地

(イ) 画地条件

a. 地積100㎡以上

b. 無道路地でない土地

c. 整形地

選定基準策定時のチェックポイント

1. 選定基準は客観的か

→注記(公表)の必要性

2. 市場性のある資産(売れる、又は有効活用できる)資産かどうか

→資産・債務改革に資する資産?

3. 有効活用の土俵に上げていい資産かどうか

→庁内のコンセンサス

4. 選定結果は妥当か

→大規模な未利用地等、誰もが知っている資産が落ちていないか



要調整

全庁的な観点からの再チェックが必要!

